

平成 2 7 年 第 3 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成27年第3回京丹波町議会臨時会

平成27年7月15日（水）

開会 午前9時00分

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第63号 平成27年度 京丹波町デジタル防災行政無線（移動系）整備事業  
請負契約について

第5 議案第64号 平成27年度 和知簡易水道事業 西部低区配水池築造工事請負契  
約について

第6 議案第65号 京丹波町高校生等医療費助成条例の制定について

第7 議案第66号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

第8 議案第67号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

1番 森田幸子君

2番 松村篤郎君

3番 原田寿賀美君

4番 梅原好範君

5番 山下靖夫君

6番 坂本美智代君

7番 岩田恵一君

8番 北尾潤君

9番 鈴木利明君

10番 篠塚信太郎君

1 1 番 東 まさ子 君  
1 2 番 山 崎 裕 二 君  
1 3 番 村 山 良 夫 君  
1 4 番 山 田 均 君  
1 5 番 山 内 武 夫 君  
1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君  
副 町 長 畠 中 源 一 君  
参 事 伴 田 邦 雄 君  
参 事 山 田 洋 之 君  
総 務 課 長 中 尾 達 也 君  
監 理 課 長 木 南 哲 也 君  
住 民 課 長 長 澤 誠 君  
子育て支援課長 津 田 知 美 君  
水 道 課 長 山 内 和 浩 君

6 出席事務局職員（2人）

議 会 事 務 局 長 堂 本 光 浩  
書 記 山 口 知 哉

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、大変ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第3回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、12番議員・山崎裕二君、13番議員・村山良夫君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第63号ほか4件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

7月13日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第63号 平成27年度 京丹波町デジタル防災行政無線（移動系）整備事業請負契約について ～ 日程第8、議案第67号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第63号 平成27年度 京丹波町デジタル防災行政

無線（移動系）整備事業請負契約についてから、日程第 8、議案第 67 号 平成 27 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めまして、おはようございます。本日ここに、平成 27 年第 3 回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、7 月 12 日に開催いたしました、道の駅「京丹波 味夢の里」の完成式におきましては、天候にも恵まれまして、議員各位をはじめ、町内外から多くのご来賓、関係者をお迎えし、盛大に開催できましたことに感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、同時に開催されました熱気球イベントをはじめとする各種のプレイベントには、多くの皆さんにご参加いただき、京都丹波の自然、食を満喫いただけたことと思います。これから 18 日の京都縦貫自動車道全線開通にあわせまして、道の駅「京丹波 味夢の里」のグランドオープンに向けまして、しっかりと準備を整えてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第 63 号 平成 27 年度 京丹波町デジタル防災行政無線（移動系）整備事業請負契約につきましては、株式会社 協和エクシオ関西支店と 2 億 5,704 万円をもって契約を締結することについてであります。災害時における情報収集、伝達の迅速かつ正確、円滑性を図り、災害応急対策等を的確に処理し、総合的な防災体制を確立させ、住民の生命財産の安全を確保することを目的に、移動系のデジタル防災行政無線を整備するものであります。なお、工期は、平成 28 年 3 月 15 日までといたしております。

議案第 64 号 平成 27 年度 和知簡易水道事業 西部低区配水池築造工事請負契約につきましては、新井・猪田特定建設工事共同企業体 代表者 新井土建株式会社と 1 億 5,150 万 4,560 円をもって契約を締結することについてであります。昭和 56 年に西部簡易水道拡張工事として建設されました既設の配水池が、施設の老朽化と配水池容量不足となったことから、和知簡易水道事業として、新しい配水池の建設を行うものであります。なお、工期は、平成 28 年 3 月 18 日までといたしております。

議案第 65 号 京丹波町高校生等医療費助成条例の制定につきましては、本町が独自で実施しております「すこやか子育て医療費助成」に加え、助成範囲を中学校卒業から 18 歳以

下の方に拡充して、入院、通院にかかる医療費の自己負担額を200円とすることで、高校生等の医療にかかる経済的負担の軽減を図るものであります。

議案第66号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て支援センター（短時保育事業）の利用料に関し、満18歳未満の児童を3人以上養育・監護している世帯を対象に、第3子以降の児童が利用する場合の利用料無料化の規定を定めるために所要の改正を行うものであります。

議案第67号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額116億3,792万2千円に、今回431万8千円を追加し、補正後の額を116億4,224万円とすることをお願いいたしております。京都府事業であります「京都子育て支援医療費助成」にかかります助成対象年齢の引き上げに伴う事務経費と、議案第65号でお願いしております「京丹波町高校生等医療費助成」にかかります医療給付費等を計上しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第63号 平成27年度 京丹波町デジタル防災行政無線（移動系）整備事業請負契約につきましては、補足説明を申し上げます。

防災行政無線の移動系につきましては、現在も旧町それぞれに設置をされ、運用がなされております。それぞれの周波数も異なっていることから、相互通信ができない状況がございます。3町合併の際には、合併協定におきましても、旧3町の移動系防災行政無線の速やかな統一を図ることを確認されていたものでございます。また、本事業につきましては、その必要性から、平成27年度の当初予算において、お認めをいただいたものであります。主な整備の目的につきましては、災害時における情報収集や伝達を迅速かつ正確、円滑に行うことにより、現場での災害応急対策等を的確に実施し、総合的な防災体制を確立させ、住民の生命財産の安全を確保することを目的に、移動系のデジタル防災行政無線を整備するものでございます。

整備に当たりましては、本町に許可されております三つの周波数を最大限に活用し、三つの基地局と、二つの簡易基地局を設置するものでございます。加えて、災害時の現場対応の中心をなす消防団への車載無線機及び携帯無線機を配備し、防災通信体制の強化を図るものでございます。

また、山間地を多く抱えるという地形上、どうしても電波が十分に届かない地域におけます情報収集・伝達等を行うために、別途トランク収容型の簡易中継局を合わせて整備するものでございます。

それでは、お配りしております資料によりまして、説明をさせていただきます。

議案書を1枚めくっていただきまして、資料1をご覧くださいと存じます。施設設置位置図でございます。こちらのほうに基地局が3施設、簡易基地局を2施設表示しております。京丹波町エリアにおきまして、通信状況等を最も効果的に運用が可能となる位置を調査しまして、施設の設置を行うものでございます。

次に、資料2をご覧くださいと存じます。これは、今回整備をいたします機器類の一覧となっております。一つ目に統制局設備でございます。設置場所は、京丹波町役場本庁に設置をするものでございます。次に裏面に移りまして、2 基地局設備につきましては、平面図でもご覧いただきましたように、和知支所、下山の吉尾山、中台の鼓山の三ヶ所に設置をする予定としております。その下、3 簡易基地局設備は、和知地区の下栗野体育館横、それから丹波食彩の工房横の二ヶ所に設置予定でございます。次のページ4の移動局につきましては、半固定の無線送受信装置としまして、備考欄に記載の7施設に配備をするものでございます。同じく4番目の移動局無線、車載型でございますが、これは消防団の各部に1台ずつ配備しますのと、町の公用車に21台配備をすることとしております。6番目の移動局無線、携帯型でございますが、これにつきましては、消防団の幹部に48台、町災害対策本部設置時におきます各班長と、これは責任者でありまして、管理職がその責任者となるものでございまして、こちらのほうに31台を配備する予定としております。最後に5 簡易中継局設備は、トランク収納型の可搬型の設備1セットを整備するものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、資料3をご覧くださいと存じます。システムの構成図でございます。左側に役場本庁の統制局にかかります設備等の配置でございます。また、中央には、上から各基地局に整備をされる装置等の名称を記したものでございます。また、中段に簡易中継局、それから一番下に簡易基地局の概要を示しております。そして、右側には半固定、それから移動局としまして、車載型、携帯型というふうになっておりまして、それぞれ無線によりまして、通信等を行うものとなっております。

次に1枚めくっていただきまして、資料4でございます。この図面は、机上におきまして、本町の地形等から通信状況をシミュレーションしたものでございます。それぞれの基地局あるいは簡易基地局からの通信状況を示したものでございまして、それぞれの基地局等の箇所決定の判断材料としたものでございます。あくまで、机上での調査ということでございまして

て、この図だけを見ますと、電波の状況が全域まで届かないというようなことにはなっておりませんが、実際に現地での調査をする段階におきましては、到達距離とか電波の状況とか、そういうものも改めて現場での調査の実施をしたものでございまして、あくまで机上の調査の結果ということで近畿総合通信局への協議等に用いるものでございます。

次に、資料5でございまして、この図面につきましては、基地局あるいは簡易基地局候補地から、実際に車載用の無線機を全域に走らせて、電波がどのようにどれだけ到達するかを示したメリット図と呼ばれるものでございます。この資料の右下の凡例のほうに示しておりますように、メリットにつきましては、1赤丸で表示するものから、メリット5青丸で表示するものまでの5段階で印されているものです。個々にはそれぞれの測点測点で調査をし、その結果をこの色で点を落としたものでございまして、その点が繋がっておりまして、点が線に見えるというような状況となっております。このメリットの数値ですけれども、概ねメリット3黄色の丸でございまして、このメリット3であれば、雑音が入るものの容易に通話が行える状態であり、メリット5、青に近づくほど明快な通話が可能となるものでございます。この図面を全域見ていただきますと、大半が青色で示されております。ただ、和知地区の仏主地域でありますとか、上乙見地域、あるいは瑞穂地区の戸津川地域や猪鼻地域におきましては、電波の状況が弱い所もございまして、赤で表示されたり、黄色で表示されたりという状況となっております。しかし、あくまで統制局と現地で直接通話を行う場合のものでございまして、当然現場での車載機同士の通話、あるいは携帯同士での通話等につきましては、十分可能なものでございまして、また簡易中継局から経由し、統制局との通信を行うことも、当然のことながら可能となっているものでございます。また、運用におきましては、統制局から全ての車載機に一斉指令を送ることとありますとか、ポンプ車それから小型動力ポンプ付積載車にセットされております外部スピーカーに接続をしますと、この車両から一斉放送を行うことも可能となるなど、非常に導入のメリットは大きいと考えております。

それでは、議案を読み上げさせていただきます、説明とさせていただきます。

議案第63号 平成27年度 京丹波町デジタル防災行政無線（移動系）整備事業請負契約について。平成27年度 京丹波町デジタル防災行政無線（移動系）整備事業請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。記。

1 工事名、平成27年度 京丹波町デジタル防災行政無線（移動系）整備事業。2 契約金額、257,040,000円。3 契約の相手方、大阪市西区京町堀3丁目6番13号 株式会

社 協和エクシオ 関西支店 取締役専務執行役員支店長 津田俊雄。4 契約の方法、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による一般競争入札。5 契約履行場所、京都府船井郡京丹波町全域。6 契約期間、議会の議決を得た日から平成 28 年 3 月 15 日まで。平成 27 年 7 月 15 日提出。京丹波町長 寺尾豊爾。以上でございます。

なお、参考に入札結果表もお配りしておりますので、ご覧いただけたらと存じます。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） ただ今上程となりました、議案第 64 号 平成 27 年度 和知簡易水道事業 西部低区配水池築造工事請負契約について、補足説明を申し上げます。

本工事は、昭和 56 年に旧和知町の西部簡易水道拡張工事として建設されました既設の配水池が、施設の老朽化と配水池容量不足となったため、貯水容量 147.4 立方メートルの新たな配水池の建設を行うものでございます。議案書の後ろに付けております資料をご覧くださいと存じます。工事場所は、出野地内であり、資料 1、位置図で示しておりますが、国道 27 号線から主要地方道市島和知線に入り、大簾方面へ 100 メートルほど進んだ長源寺の裏山となります。

次に、資料 2 をご覧いただきたいと存じます。詳細な場所は、現在供用しています既設の西部低区配水池の隣接地となります。赤色で着色している箇所が、今回工事の施工部分でございます。工事内容につきましては、2 枚めくっていただきました資料 4 の工事概要書に記載のとおりですが、主な工事としましては、新たな配水池の建設工事と配水池建設に伴う場内の造成と整備工事、工事用道路を兼ねて建設する施設管理用道路工事。主要地方道市島和知線に埋設している本管と配水池を結ぶ送水配水管工事。そして、流量計遠方監視装置を含む電気系統設備工事となっております。

次に資料 3 に戻っていただきまして、ご覧ください。本排水池はステンレス鋼板製で地震に対する耐震構造を備えております。また、緊急遮断弁を設けることで、一定水量を貯留できる構造となっており、大地震等の際には、給水活動に利用できる機能も有しております。なお、本日追加でお配りさせていただきました資料につきましては、西部地区全体の配水区域図面となっております。大簾の西部浄水場から大簾、広野、出野、稲次までを全体計画の給水の範囲とし、低区配水池からは、出野、稲次、広野への配水を予定しております。本議案資料とともに参考にご覧ください。なお、工事の契約につきましては、議案第 64 号のとおり、契約金額、151,504,560 円。契約の相手方、京都府船井郡京丹波町橋爪山 14 番地 1 新井・猪田特定建設工事共同企業体 代表者 新井土建株式会社 代表取締役

役 新井宏明。契約期間は、平成28年3月18日までとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第64号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤誠君） それでは、議案第65号 京丹波町高校生等医療費助成条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

現在、本町が単費で実施しております、すこやか子育て医療費助成事業により、満3歳から中学校卒業までの通院及び中学生の入院にかかります医療費につきまして、個人負担を一医療機関ひと月一律200円とし、残りの医療費につきましては、全額を助成しているところでございます。今回、提案させていただいております条例は、助成する範囲を中学校卒業から18歳以下の方までに拡充し、現行の「すこやか子育て医療費助成」と同様、個人負担を200円とするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、順にご説明をさせていただきます。

まず、第1条では、目的を明記しており、高校生等の健全な育成や保健の向上に寄与し、安心して子どもを育てることができる社会をつくることを目的としております。

第2条は、用語の意義を定めているもので、高校生等は、満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者と定め、保護者は、親権を行う者、後見人その他の者で実際に高校生等を養育、監護している者と定めております。

第3条は、対象者等を定めております。その内容としては、まず医療費の支給対象となる者は高校生等の保護者とし、要件としては、一つは、保護者が本町の住民であること。二つに、高校生等自身が本町の住民であること。三つに高校生等が国保法の被保険者または、各種医療保険法による被扶養者であること。また、第3項第1号では、対象としない保護者として、生活保護を受けている世帯に属する高校生等の保護者。第2号として、他の公費負担制度、例えば障害者医療でありますとか、ひとり親家庭医療などの医療費助成を受けている高校生等の保護者。また、国民健康保険の世帯主、医療保険各法の被保険者又は組合員である高校生の保護者。婚姻している者や婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻している高校生等の保護者は対象としないこととしております。

第4条では、医療費の支給を受けようとするときは、受給資格の認定申請をしなければならないことを規定しています。

第5条第1項では、助成する医療費の範囲を規定しているもので、高校生等の入院及び入

院外の疾病又は負傷における医療費において、対象者が負担すべき額から200円を控除した額を助成すると規定しております。また、第2項では医療費の助成は、対象者に受給者証を発行する方法の現物給付ではなく、対象者からの請求に基づくいわゆる償還払い、現金給付での助成を行うこととしております。

第6条では、認定申請内容に変更等が生じた場合の届出。

第7条では、助成金の返還。

第8条では、損害賠償を受けたときの調整。

第9条では、医療費の助成を受ける権利の譲渡、又は担保の禁止を規定しているものであります。

なお、附則にもありますように、この条例は、9月1日以降の医療にかかる医療費分から適用したいと考えております。また、これで、京都府の子育て支援医療費助成制度と併せることによりまして、出生から18歳以下の方の入院、通院にかかります医療費の個人負担が、全て200円となることとなります。

以上、議案第65号の説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 議案第66号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

保育所及び幼稚園に入所している第3子以降の保育料が、平成27年5月18日付けで施行されました。京都府第3子以降保育料無償化事業補助金交付要綱に基づき、平成27年4月分まで遡及して、無料となることから、町独自施策である子育て支援センターの利用料につきましても、少子化対策並びに子育て支援施策の充実を図ることを目的に、満18歳未満の児童を3人以上養育・監護している世帯を対象に、第3子以降の児童が利用する場合の利用料無料化の規定を定めるために改正するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正します。第11条のただし書きを次のように改めます。ただし、第3条第5号の短時保育事業の利用料は、月額1万2,000円とし、同一世帯から2人以上の児童が同時利用する場合は2人目を半額、18歳未満の児童（各年度の初日を基準日とし、年度の途中で満18歳に達した場合においても、その年度中は満18歳未満とみなす。）を3人以上養育・監護している世帯の場合は、そのうち第3子以降の児童を無料とします。

議案書を1枚めくっていただき、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。これまで同一世帯から同時入所の場合の利用料の減免を規定しておりましたが、18歳未満の児童を3以上、養育・監護している世帯の場合、そのうち第3子以降の児童を無料とし、減免規定を拡充するものでございます。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、平成27年4月1日から適用いたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第67号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、町長の提案説明にもありましたように、補正前の予算総額116億3,792万2千円に、歳入歳出それぞれ431万8千円を追加し、補正後の額を116億4,224万円とさせていただきます。

はじめに、事項別明細書の歳出の部分につきまして、説明をさせていただきます。最終ページ4ページでございます。まず、京都府の事業であります京都子育て支援医療費助成にかかります助成対象年齢を、現行では出生から小学校卒業までとされているところでございますが、9月1日以降の医療分から中学校卒業まで、助成範囲が拡充をされるということに伴いまして、当初助成範囲を中学校入学から中学校卒業までとして、中学生のみの証を変更することとされておりましたが、システムの関係上、全ての証の有効範囲を、出生から中学校までに変更することとなったことから、現在有効期限が小学校卒業までとなっている証を、中学校卒業まででの証に交換をしなければなりません。旧の証、現在お持ちの証でございますが、その交換ということで、返信用封筒の印刷費としまして、1万1千円。それから、郵送料ということで、21万6千円。合計22万7千円をこの子育て支援医療費助成事業として、計上をするものでございます。

次に、議案第65号としまして、先ほど提案させていただきました高校生等医療費助成の関連する部分でございますけども、高校生等医療費助成事業の必要経費といたしまして、制度開始及び内容等をお知らせするための文書の郵送料ということで、通信運搬費に7万8千円を計上し、また負担金補助及び交付金におきましては、システム改修の負担金といたしまして、38万4千円を計上させていただくものでございます。また、扶助費につきましては、高校生等の医療給付費としまして、362万9千円を計上させていただくものでございまして、昨年度の中学生の入院、あるいは入院外にかかります医療費の助成実績を元に、中学生

の人数及び高等学校在学年齢相当の者の人数で按分をしまして、算出したものでございます。

なお、今回の補正額につきましては、10月支払い分から3月支払い分までの6ヵ月分を計上いたしましたものでございます。

1枚ページを戻っていただきまして、歳入でございますが、これらの事業に充当をいたします財源といたしまして、財政調整基金から431万8千円を繰り入れるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第67号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第63号 平成27年度 京丹波町デジタル防災行政無線（移動系）整備事業請負契約についての質疑を行います。

村山君。

○13番（村山良夫君） この事業については、必要なものだと思うんですけど、災害時の町民への情報提供手段というのは、どういうことが出されているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本デジタル防災行政無線（移動系）の無線の整備に関わりましての情報伝達等の手段ということでございますが、本移動系の無線に関しましては、まずは現場からの情報収集等に利用するという事等含めまして、本部のほうからその対応策等の指令を発するもの、あるいは現場内での状況確認とか対応の部分で活用するというのをまずは第一においておるところでございます。また、ひとつには、ケーブルテレビにおきまして、全町的には災害時等の情報につきましては、伝達をさせていただくこととしておりますし、本移動系の防災行政無線につきましても、先ほど補足説明で申し上げましたように、この統制室からの一斉指令と言いますか、各現場での消防車両のスピーカー等接続いたしますと、広報等ができるシステムもあるということでございますので、そういったものを活用して対応してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 私の質問が悪いのかも分かりませんが、お答えの中ではCATVによりまして、その情報を町民の方に提供するということなんですけども、災害が起きたときに一番初めに被害を被るのはCATVのいわゆる光ケーブル網と電気線、有線の部分だと思うんです。今おっしゃってるようにそういう情報を行政がこの施設によって十分把握さ

れたとしても、実際町民の方はその内容が把握できない。今申し上げたように、CATVが放映できない状態が一番初めに起きると思うんですね。そういうことに対する考え方をお聞きしたつもりでおります。もうひとつ問題なのは、CATVは光ケーブルになっているわけですが、光ケーブルの復旧っていうのには非常に時間がかかるわけです。そういうことを考えますと、やはりCATVだけに頼って行政が把握された情報を、こういう2億6千万円近い投資をしてですね、確保された情報を本当に活かすためには、町民に対して情報提供がどれだけ詳しく、また長期的にちゃんとできるかということをしてからでないと、本当の意味はないんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方、今後そういうことについて充実していく計画はあるのかどうかを含めてお聞きをします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） これまでから、幾度となく災害につきましては、本町で発生をしている状況でございます。その際には、特に有事の際に、その中心となっていただきますのが京丹波町の消防団でございます。消防団への協力要請によりまして、あるいは指示によりまして、直接現地あるいは各戸を団員自らが回っていただいて、状況等を知らせ、あるいは対応をするという扱いを今日まで行っておりますので、その部分につきましては、引き続いて対応を継続をするというものでございまして、それに加えまして今回整備をいたします移動系の防災行政無線を効果的に活用をしてみたいと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） くだいようですけども、もう少し突っ込んでお聞きをしておきたいんです。というのは、災害が今までの局地的で短期間で回復できるものであればまだいいんですが、そういう地震とかそういうことはないと思うんですが、例えば東北のこの前みたいな災害が起きた場合に、長期間にわたって起きることと、それから、行政にも障害を被る等で思うように情報を提供することができなくて、一番活躍をしたのが、地域の小型のFM局です。私が言いたかったのは、こういう施設も大事ですが、町民に直接情報を提供する手段として、そのFM局を立ち上げておくということを考えておられるかがお聞きしたかったんですが、そういう考え方は全くないわけですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 村山議員がおっしゃいましたような形での対応というのは、現段階では考えていない状況でございます。情報につきましては、当然ケーブルテレビというもので伝達をするという目的で導入もした経過もございまして、またそれと合わせて今回移動系の無線、全町域に統一した無線を整備するというところを実行しようとしておりますので、

そういった部分でしっかりと対応できるような体制を作ってまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） この議案につきまして、資料が配布されておりますが、資料4と資料5であります。この図面の中で、行政区の表示で北上野、南上野という表示がございますが、この行政区につきましては、旧町の70年解放計画の中で住民の皆さんの深い思いもありまして、合併をされたという経過がございますが、25年位前だと私は記憶しておりますが、今になって何故このようなこの議案、図面について、この表示をしなければならない理由があるのかお聞きをいたしたいと思っております。

もうひとつの資料1につきましては、これは京丹波町の管内図でございますので、これは修正されておりますので上野の表示でございますが、その点についてお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この管内図につきましては、26年度に業務委託をしました際に、この京丹波を含めた広域での地図を使用して、このようなメリット図であるとか、そういうものを作成したものでございまして、特段何ら意図等はないわけですが、図面的に若干古い地図を利用したというふうに考えられます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） この表示については、気がついておられたのかどうかということですね。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この表記につきましては、確認は出来ておりませんでした。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 業者から提出された図面をある程度チェックはされたとは思いますが、細部にわたってチェックをされていないということでありますので、議長この資料につきましては、差し替えを希望します。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 改めまして、現在の町全図のほうに落とし込みをして、差し替えをさせていただきたいと存じます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ちょっと私も1点伺っておきたいと思うんですけど、今回提案になっております防災行政無線ということで、主に現場との連絡又は指示ということを中心に、もちろんそこから情報ということになろうと思うんですが、先ほどから出ておりましたよう

に地震や台風で停電という問題があるんですが、そういう場合には当然バッテリーというものがあってそういうものの対応はできると思うんですけど、機械そのものは。住民への徹底等についても、町長と語るつどいでも停電時におけるケーブルテレビからの情報が来ないという声も出ておったわけですが、その辺は今回整備する防災行政無線と合わせてですね、住民への情報提供との関わりもしっかり広報を検討していく必要もあると思うんですけど、その辺は合わせて考えておられるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 住民への情報提供でございますけども、これまでから災害活動等実施している段階におきましても、当然地域住民に対する避難の誘導でありますとか、そういったものにつきまして、消防団を中心に現地での対応をお世話になっているところでございます。今回の移動系の防災無線の整備によりまして、全町域での通信がほぼ可能になるというような状況でもありますので、そういった効果的あるいは有効的な情報伝達手段というものも合わせて、構築してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） ちょっともう1点お尋ねを再度しておきたいんですが、もちろん電源というものが、防災行政無線のバッテリーも当然使えると思うんですけど、電気と合わせて、例えば電源が使えない場合、バッテリーを使った場合、どれぐらいの時間使えるのか合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 主電源がダウンしたケースですけども、それぞれ基地局等には発動発電機を設置をすることとしておりまして、概ねその発動発電機によりまして、72時間程度の連続運用は可能というようにしております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 当初予算4億円を超える額で上がっていたと思うんですけど、今回予定価格も3億9,420万円と。落札金額は2億5,704万円ということですが、この辺の1億5千万円位差が出た理由というのを教えてください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 予算額と設計額がほぼ等しいわけございまして、その予算をお認めをいただいて、工事の発注を行ったわけでございます。結果的に落札率が65%台ということで、かなり低く抑えての落札となったわけございまして、この部分に関しましては、当然企業さんのほうでの努力という部分が大きいのではないかと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 平成27年度 京丹波町デジタル防災行政無線（移動系）整備事業請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第64号 平成27年度 和知簡易水道事業 西部低区配水池築造工事請負契約についての質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 提案になっております契約に関わってお尋ねしておきたいんですけども、和知の簡易水道の計画に基づいて、今回新たに増築をとということなんですけど、もちろん今の資料をいただいて地域、区域もこれでわかるわけなんですけども、当初の計画人口ですね、給水と、今回拡張した人口の設定は何人になっておったんかということと、現時点での給水人口は何人というのは、分かっているのかどうかというのを伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） まずはじめに、最初の34年前の昭和56年に計画されました給水、配水池なりの計画によりますと、大簾、広野、出野地区で100戸で380人ということで、西部簡易水道拡張事業としてやられたというふうに認識をしております。現在の低区の配水池の貯水量の計算につきましては、具体的にそのうちの何人とか何戸ということでは把握はできておりません。現在の給水人口につきましては、出野、広野、稲次で250人ということで算定して、それで計算をしております。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 老朽化ということで当然一定の更新は必要なんですけども、今の当

初の計画と比べて130人くらい人口が減っておるということなんですが、もちろん水を使う量も増えておるわけですが、もちろん合わせて機械使う家庭電気の関係でいうと節水型になっておるんですね。そういうことでやっておるんですけども、その辺で見ると将来的な見通しというのは、どんどん人口が増えていくというのはなかなか難しいと思うんですけども、その辺について今回整備する配水池については、給水できる人口というのは何人か。いわゆる当初の380人ということを設定されて導入されたということなのか、合わせて伺っておきたいと思います。

もう1点、伺っておきたいのは、京丹波町防災マップというものを以前いただいて、その地図を見てみますと、今回工事をやります出野のお寺の上というのが、このいただいた資料からすると土石流の氾濫開始地点が丁度山頂になっておりまして、今回の予定しております配水池も含めて黄色い線の中に入っておるんですけども、これはあくまでも防災マップの中で示されておるということだけなんですけども、実際詳細もあるようでして、その地域が危険という地域で赤の印しの付いておる地域なのか、危険な地域と想定されるけど、そういう心配はないという地域なのかどうか、確認の意味を含めて合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） まずはじめに、先ほど説明が足らなかったかも知れませんが、はじめに西部簡易水道の拡張工事として整備されたときに計画されたのが100戸で380人というのは、大簾も含めて全体の西部地区の計画としてやられまして、その際出野で単独でやられておった配水池を新たな配水池ということで計画されたようですが、その配水池の380人のうち配水池から何人送るというのは、その算定をどのようにされていたのかというのは、ちょっと資料が残っていなかったのが不明なんですけども、今の配水池からは250人に配水するように計画をしております。

次に、ご質問のありました京丹波町防災マップに記載してある土砂災害の危険箇所という点につきましては、長源寺東側の水路上流から主要地方道市島和知線に向かって土石流による被害の恐れのある区域というような表示がしてあると思いますが、今回の工事では一部工事用道路として使用しますが、水路を直接掘削することではなく、現在洗掘されている水路の法面を補修するとともに、表面をコンクリート舗装により保護する計画になっておりますので、土石流の誘発には繋がらないと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） その工事を行うことによって、土石流が起こることではなし

に、このマップによると、お寺の上の山頂やと思うんですけど、そこに緑色の氾濫の開始点で、その下が由良川まで線が、土石流の可能性があるというようなマークが付いておるんで、ここに設置をして、将来土石流が起こる心配がないのかということをお尋ねしたんで、その辺のことだけなんです。詳細な調査も資料も役場にはあると聞いておりますので、それを見た場合、非常に危険という地域になっていないのかどうかという確認も含めてお尋ねしたんですが、あくまでも危険性があるということなんですけど、将来考えた場合に、土石流が起こることはないというように、当然そういうことで工事を発注されたと思うんですけど、その点改めてもう一度確認の意味も含めてお尋ねしておきたいと。配布されていますんで、このマップを見れば土石流の地点というのは、そないたくさんあるわけではないんで、その内のひとつとしてその表示がされておったんで、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） マップのお話をされておりますが、マップを見る限り長源寺の東側にあります水路の、実際お寺からだいぶ上流へ向かったほうが起点となって土石流の危険性があるというようなマップの書かれ方をされておりますが、今回建設する部分につきましては、それよりも少し稲次側の山頂になりますので、この土石流のラインからは外れておりますし、その辺り地質調査もして安全を確認しておりますし、耐震性を持つ配水池でもありますので、土石流によつての被害はないということで建設を計画いたしました。以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） この地域の水道環境につきましては、かなり心配されている住民の方がおられまして、毎年の住民懇談会等でも発言があるくらい、この工事を待ち望んでおられた経過があります。そうした背景のもとで、本契約案件が工期を平成28年3月18日として施工されるわけですけども、実際この地域に供用開始される予定は、いつ頃を想定されているのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 供用開始につきましては、本年度中に配水池の関係は工事を終わりますして、配水池の使用としては、工事完成検査を3月末には行いますので、来年度の平成28年4月からは供用開始でき、また一部広野方面なり管路の整備というものは残りますが、配水池としての供用は、平成28年4月から供用したいと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 平成27年度 和知簡易水道事業 西部低区配水池築造工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) 次に、議案第65号 京丹波町高校生等医療費助成条例の制定についての質疑を行います。

山内君。

○15番(山内武夫君) 今回、高校生まで医療費助成を拡充をしようということで提案をされておるんですが、今も聞いておりましたら、第5条関係で医療費助成の給付方法が償還払いとなっておりますが、今まで中学生までにつきましては、受給者証を交付して現物給付となっておりますが、償還払いになりますと、申請者と言いますか受給者も領収書を添付したりしていちいち申請せんなんことになりますし、また担当課についても大変審査したり事務的に煩雑になることになるんですが、時間がかかって事務的に能率が上がらないのではと考えるんですが、聞いておりますと他所の町でも現物給付をやっているところが多いというようなこともあるんですが、そこら辺実際今言いましたように現物給付しといたほうがお互いに助かるという面があるんですけども、どうして償還払いになったのか、また今後の検討課題ということで、現物給付になるということもあるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長(野口久之君) 長澤住民課長。

○住民課長(長澤 誠君) 今、お尋ねされた件でございますが、まず1点は様々な状況が想定されます。様々ということは、その人その人がどういった状況に置かれておるかということでございます。そういった方がいらっしゃる中で、対象者を限定して事前に証を配るということはなかなか難しい、困難であるという判断をしまして、仮に証を送ったとしても、その証が対象外の人に送られたとか、そういった場合もあるということをご想定いたしまして、

そういう恐れを回避するために、償還払いということにさせてもらう予定にしております。他の近隣市、南丹市もされておりました、高校生までをされておりました、そちらのほうも償還払いということで、出生から南丹市は償還払いとなっております。そういったところも参考にさせていただいたわけですが、事務的な内容をご心配いただいたわけですが、そういった部分を少しでも緩和しようというような対策としまして、京丹波町高校生等医療費助成登録申請書ということで、事前に登録をしていただくものを提出していただきまして、その時点で審査等をさせていただいて、それをシステムに入力するというような方式をとらせていただきたいと考えておりました、そういった諸々の事情により、こういった償還払いというような方法をとらせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） すみません。1点お尋ねします。町民さんからお聞きしたんで、そのままお伝えします。こうした高校生等の医療費の助成は凄く喜んでおられます。入院もどのような手術であっても全て200円でいけるのかお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今のすこやか医療費助成と同様に、現行の制度と同様に、どのような入院内容につきましても、200円ということにさせていただいておりますので、そのような方向で進めたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、償還払いの理由を答弁いただきましたが、京都府内で高校卒業まで医療費無料化を行っている自治体で、全てこういうふうに償還払いになっているのかお聞きをするのが1点と、それから今も答弁にありましたように、受給資格の登録ということで、それを申請してもらって認定をするということでありましたので、対象にならない方も第3条で定められておりますので、そういうふうに間違っただけで給付をするということにはならないのではないかなと思ったりするんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず1点目、府内での状況でございます。高校生まで、表現は違いますが18歳までの方を対象にされている市町につきましては、先ほども申しましたように、南丹市がされておられまして、これは出生から18歳までが償還払いとなっておりますし、町につきましては伊根町がされておられます。こちらにつきましては、中学生までは証を配っておられまして、あと高校生までは償還払いというような形、うちと似たような形をとられている状況にあります。あと、こういった制度をほかは中学校、義務教育までという

ことで取り組んでおられまして、そちらの各市町村につきましては、確実には分かりませんが、ほとんどと言いますか、多くが償還払いの方法をとっておられるところが多かったように思います。

もう1点は、受給者証の配布でございますが、第3条に対象者等ということで規定をしておりますが、こちらのほうで調査して、全部この人は対象外、この人は対象内という判断をなかなかつきかねない部分がありまして、こちらで判断して証を配るといのは、なかなか難しい。言ってきてもらって、いろいろ話を聞かせてもらって、調査して、確認をさせていただいて、初めて対象者であるという確認をしたいと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけど、今回提案になっております条例の目的が、高校生等の健全な育成及び保健の向上に寄与し、安心して子育てをすることができるという大きな目的なんですけども、京丹波町の場合につきましては、子育て支援ということで非常に取り組んでいただいているわけですけども、そういう面から言うと、高校生なり専門学生というそういうような位置づけを対象者にするというのが通常考えられることだと思うんですけども、子育てというと。社会人になって働いておれば、子育てということではないと思うんで、今回提案になっておる条例でも対象外になっておるわけですけども、あえて18歳、高校生等ということで18歳以下にされた理由ですね、分かりやすくすれば、高校生とか専門学生ということで絞り込めばもっと分かりやすいし、今もあったように償還払いではなしに、給付でいける面もあろうかと思うんですが、その辺をあえて高校生等、18歳以下にされた理由ですね、その点伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 高校生等というような部分でございますが、今も議員さんおっしゃったように、高校生というように限定すれば明確になるかと思うんですが、現在の世間の状況の中で高校に行きたくても行けなかった方もいらっしゃるし、また家で仕事も見つからずいらっしゃる方、様々な方がいらっしゃると思います。そういった方も同じく医療にかかっていたかというようなことから、柔軟な部分をさせていただくということもあるんですが、そういった方もできるだけこの制度にのっていただいて、医療費助成を受けていただくというようなことで、こういった形で範囲を広げさせていただいたというようなことをご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 趣旨と言いますか、考え方はあれなんですけど、例えば高校生、専

門学生以外で今言われたように家でおられると言いますか、大体対象としてはどれ位の人数というのを想定されておるのかということと。それから、合わせて確認の意味で確認しておきたいんですが、中学生の場合でも登校拒否なども含めて、なかなか学校へ行けないと。学校退学ということもありうるようなんですけども、義務教育でございますので、当然どこかに所属せんなん部分もあるんですけど、そういう場合は当然対象になっておると思うんですけど、それも含めてお尋ねしておきたいと思うんですけども、あえて高校生以外も含めてという対象にされたわけなんで、その対象となる人数は、どれ位の人数を想定されておるのかいうのも含めて、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） そういった方が何人いらっしゃるかという想定でございますが、その想定につきましては、原課としても把握しておりません。後で出てきますが、予算の関係もありますので、やはり高校生相当年齢者というのは、こちらで把握できておりますので、そういった方を対象に今予算も上げさせていただいておりますし、何人いらっしゃるというような想定は、今の時点ではしておりません。そういった方も一旦は、そういった登録の申請を出していただいて、判断させていただくというような形になろうかと思えます。また、義務教育と違いまして、高校生は大学とかいろいろなケースが考えられます。そういった方もいらっしゃるかも知れませんが、先ほども申しましたようにそういった方、別に働いて、アルバイトとかされていらっしゃる方もありますし、家にいらっしゃるということもありますが、先ほども申しましたように医療費につきましては、平等にそういった方も対象にさせていただきたいというようなことで、こういった条例を考えさせていただきました。以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） ちょっとお聞きをしておきたいんですけども、条例の第1条の終わりのところに「安心して子供を育てることができる社会づくりを目的とする。」とこうなっているんですが、町条例ですので「育てることができる町づくりを目的とする。」としたほうがふさわしいような気がするんですが、あえて社会づくりになっている理由っていうのは何ですか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） おっしゃるとおりです。そういった部分も考えたところでございます。しかし、広い範囲で高校生に限らず、社会に出て働いている方でも保護されている方がいらっしゃるという意味合いからも、全体的な大きなマクロ的な意味からも社会づくりと

というようなことで、ここで目的としてあげさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただ今提案されております議案第65号 京丹波町高校生等医療費助成条例の制定について、賛成討論を行います。

本町は、町独自の施策として、中学校卒業までの医療費助成を実施してきました。お金の心配なく子どもを病院に連れて行けると保護者から大変喜ばれております。今回提案の京丹波町高校生等医療費助成制度は、更に助成範囲を18歳以下まで拡充し、入院・通院にかかる医療費の自己負担額を200円とするものであります。今、少子化が言われておりますが、子育てや教育にお金がかかり過ぎるとい声も強く、子育て世代対象に政府が実施をいたしました調査でも、7割の人が経済的負担が少なければ、子どもを更に持っても良いと答えています。日本共産党議員団は、これまで子どもの医療費を高校卒業まで無料にすること、また国が無料化に踏み出すよう、国に働きかけをと要望してきました。また、一般質問で何回も取り上げて実施を求めてきました。そうした立場からも今回、18歳以下までの医療費助成について、大いに歓迎するものであります。更に、学校の教材費、通学費など義務教育にかかる負担をなくす等、本町も本当に子育てしやすい町として、更に発展するよう期待するものであります。最後に、子どもが急病のとき、お金の心配なしで病院に行ける制度であつてこそ、安心して利用でき、確実に子育て支援ができます。是非とも医療費の助成方法を病院窓口で一旦支払い、その後役場へ申請して、返還を受ける償還払いではなく、これまで同様、病院窓口で200円負担で済むよう検討していただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただ今上程になっております議案第65号 京丹波町高校生等医療費助成条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

少子高齢化が進む中、安心・活力・愛のある京丹波町の未来を作るためには、町の財産で

あります子ども達が明るく元気に成長してもらうことが何にもまして、大切であろうと考えます。このような観点から、今回他町でも一部制定をされておりますが、他町に先んじて高校生等医療費助成条例を制定されることに私は心からの賛意を表しますとともに、町長の英断に敬意を表するものであります。今回の高校生等医療費助成の拡充は、京丹波町の次代を担う子ども達の健やかな成長と、子育て世帯への支援を行うものでありまして、町民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりの中においても、最も重要な政策課題であるというふうに考えます。子育て施策の充実、寺尾町政の基本理念であります、安心して愛のある町づくりの根幹を成すものであります。今後とも町民のニーズに的確に対応され、安全で安心して暮らすことのできる町づくりに邁進されることを希望いたしますとともに、本条例の制定は、限られた財源の中で、山積する行政課題に積極的に対応されたものであるというふうに認識いたします。

なお、先ほど東議員のほうから、共産党議員の自分達の運動の成果として、本医療費助成が実現したかのような発言もありましたけども、今回のそもそも条例の制定は、今日の社会情勢、また経済状況の中で、国を挙げて子育て支援施策の充実が打ち出されているところでありまして、京都府においても医療費助成の拡充が図られるなど、本町においても寺尾町政の基本理念であります安心のある町づくりの観点から、本町独自の医療費助成の拡充が図られたものであります。合わせて、先般6月議会、北尾議員の一般質問への答弁を通して、また寺尾町政が進めます安心・活力・愛のある町づくりに賛同する議員の働きかけにより、本施策が実現したものであることも申し添えておきまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 京丹波町高校生等医療費助成条例の制定について、原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第65号は原案のとおり、可決されました。

これより、暫時休憩をします。

10時45分まで。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、議案第66号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただ今、提案されております議案第66号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

京都府内の2013年の合計特殊出生率（女性が生涯に産む子どもの数）が、1.26と全国で46位でありました。このことを踏まえて山田知事は「子どもが生まれない社会は問題で、思い切った政策が必要である」として、待ったなしの対策が求められました。子どもが産みたくても子育てにお金がかかるなど、子育て世代にとっては、環境整備等が急務であります。そうした中で今回の改正は、少子化対策の拡充として、京都府独自で第3子以降の子どもの保育利用料無料化することに伴い、条例を改正するものであります。しかし、府の独自策には、所得制限が設けられていることから、先の6月議会の一般質問で私は経済状況の厳しい中、若者定住を促すためにも所得制限は設けない、町独自の政策を求めたところ、子育て世帯に対する経済的支援の充実・強化を目指し、所得制限を設けないという町長の答弁をいただきました。こうした町長の決断を評価いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

議案第66号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第67号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

山崎君。

○12番（山崎裕二君） 今回、先ほども全員賛成で議決された高校生等医療助成事業の補正予算が計上されています。財源が財政調整基金からということですが、来年度以降も高校生等医療費助成事業の財源は何を見込んで続けていくことになるのか。事業は始めるよりやめるほうが難しい、こういった特にみんなが喜ぶ事業に関しては、財源の確保が一番大事になってくると思うんですが、そういったところから来年以降の財源としては何を見込んでいるのかお答えいただきたいのが1点と、京丹波町の財政調整基金条例があります。この中で第5条の処分というところで、基金は第1条の目的達成のため、財政上必要と認めた場合限り、これを処分することができるというふうにあります。今回の取り崩し、基金の充当、繰り入れは第1条のどの目的に合致するものになっているのかお答えください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目の次年度以降の財源でございますけれども、特段この本制度につきまして、特定財源というものは見込めない状況でございますので、一定今後におきましても、財政調整基金というものの取り崩しを念頭に事業継続をしてみたいと考えております。それから、本基金条例の中でございますけれども、財政需要によりまして、財源に不足を生じたときの財源という形で利用をし、また運用をしているところでございまして、町づくりの、また子育て支援等の政策的な位置づけの元を実施される事業に充当するというので、この財政調整基金を取り崩して、事業に充当することといたしております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 来年度以降も財政調整基金を見込んでいるということですが、その場合、毎年やっていく経常的な事業になっていくと思うんですが、財政調整基金条例のその他特別の財政需要により財源に不足を生じた、そういった文言のところと齟齬は出てこないのかどうかお答えください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 財政調整基金につきましては、一般財源という扱いの元に不足する事業の財源に充当することとしておりますので、一定特別な事情というふうにもございませぬけれども、制度自体は一定期間臨時的に事業を実施するという位置づけの元に、一旦は事業

化をしておりますし、それが今後経常的になるということになりますと、経常一般財源という形で整理をすることになろうかと思っておりますけど、まずは一般財源という部分での事業充当というふうにとらまえております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） ふるさと納税で子ども・子育てに関する特定目的の寄附金もあるかと思っておりますので、そういったところがたくさん集まればそういったものを基金として使っていく方法もあるんじゃないかと思うんで、是非ふるさと納税でそういったところがたくさん寄附がいただけるように頑張っていたきたいということを申し上げまして、質問を締めくくります。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今、議員さんからのお話にもありましたように、本町といたしましても現在ふるさと寄附金を新たに募集と言いますか、制度を設けまして、ふるさと産品等のお礼なんかもしながら、本町にご支援をいただく方を募っているところでございます。その中で、総合計画の審議会の中にも、一定そういった子育て支援制度という部分でのふるさと寄附金の活用ということで、基金を作りまして、その基金を運用して子育て支援を行うというようなことも一定計画の中に盛り込んでいるところでございまして、具体的な他府県の事例とかを参考としながら、効果的な事業に充当できますような、ふるさと寄附金を財源とした基金というものも創設をしていきたいということで現在、調査等も行っている状況でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

議案第67号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

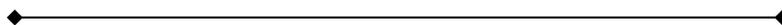
よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成27年第3回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午前10時55分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 山崎 裕二

〃 署名議員 村山 良夫